

総務委員会

平成24年3月21日（水）
午前10時3分～午後0時10分
議会第1会議室

【出席委員】川崎直幸委員長、重松 徹副委員長、松永幹哉委員、松永憲明委員、
川副龍之介委員、中本正一委員、福井章司委員、嘉村弘和委員、
西岡義広委員、武藤恭博委員

【欠席委員】なし

【委員外議員】なし

【執行部出席者】

・市民生活部 北川部長
ほか、関係職員

【案 件】

・付託議案について

○川崎委員長

おはようございます。これより総務委員会を再開いたします。

それでは、市民生活部に関する議案の審査に入りたいと思います。まず、第21号議案を審査いたします。執行部に議案の説明を求めます。

◎第21号議案 佐賀市暴力団排除条例 説明

○川崎委員長

執行部から第21号議案の説明がありました。委員からの質疑を受けたいと思います。

○福井章司委員

実はこの条例が制定されるということになる中で、県条例はことしの1月に暴力団の排除条例を施行された後、先般の3月8日の新聞にも載っておりますように、佐賀署の警部が元組員から借金をしたということで、今の条例の中にもちょっと言われました資金力の弱体化とかということも言われている中で、お金を借りているというのは資金力の増強に手をかしているという、いわば警察職員がそういう状況になっているわけですから、当局としてこの事件をどういうふうにもまず見られていますか。

○山崎市民活動推進課長

やはりこういった条例を制定する中で、市民とか事業者の協力を得る中では、やるほうの我々が市としてやっぱり姿勢を進めるためにも、やっぱりこれを警察も初め職員も模範を示さなければいけないと思います。そういったことで、市としてもこういうことがないように、職員にですね、市の職員にはまたそういった調整会議なども行いながら、市の職員にも徹底させるということをやっていきたいと思っております。そしてまた警察のほう

にも、こういったことがないように再度お願いに行く予定もしております。

○福井章司委員

これもう多くを語る必要はないことだと思いますけども、ぜひ市当局のほうからも、県警のほうにもやはり申し入れをすべきだろうと思いますし、また今も課長言われたみたい
に市の職員がまさかこういうふうな事と同列になるようなことは絶対にあってははいけ
ないと思います。その辺のことはきちっと、何といたしますかね、こういう機会でもあります
ので襟を正すわけではありませんが、条例が決まることをきっかけにして、きちんとした
対応をしていただきたいというふうに強く要望しますが、改めてこの点について、できれ
ば部長からちょっと。

○北川市民生活部長

福井委員が言われたことはもっともなことだと思います。かねてより公務員の綱紀肅正
と言いますかね、びしっと身を正すということは言われておりますけれども、この暴排条
例の施行をきっかけに、さらにびしっとするように身内の市の職員にも徹底をしたいと思
っております。それから、当然警察と一緒にこれ取り組みますので、警察のほうにも、そ
ういうことは間違ってもないようにお願いをしたいと思っております。以上です。

○中本委員

今福井委員が指摘されたこの案件については、県議会でもかなりやりとりがあっている
みたいですね。その中で警察のほうは元組員ということ認めてないんですね。これ
はプライバシーの問題だということ。その中で、それを前提にして、幾ら申し入れと一
一いわゆる綱紀肅正という意味のようなことを言ったとしても、どこまでさわるのかなと
いう、そういう懸念もするんですよ。

今回の暴排条例については、昨年12月に県警が10市10町の担当者を集めて、それで県
も1月から施行すると。ついては各市町も補完をしながら社会全体で暴排を進めていくと。
そのために条例化を進めてもらいたい。そういう依頼を受けて佐賀市が腰を上げるとい
うか、で、今回3月議会に上程されているわけでしょ。そういうことを考えたときに、一
方で例えばこの条例の5条ですか、市民等の責務という中で暴力団の排除に資すると認め
られる情報を知ったとき、市及び警察その他の関係機関に対し当該情報を提供することを
努めるものとするというような、そういう責務を与えながら、みずから警察は語ってない
じゃないかと。こういうところをきっちり、やっぱり市として依頼を受けてすると。同じ
関係機関の中でそういう問題があって、自分たちは全然情報提供しないで、それはやっぱ
りおかしいということをきちっと僕は言うべきだと思うんですね。単なる申し入れじゃな
くて少し強いところを示していかなかったら、市民の方々も幾ら情報提供したって、これ
筒抜けになるんじゃないのと、そういうような不安を持たれてもおかしくないと思うん
ですよ。せっかくここまで盛り上がっているのに、むしろ水を差すような行為をしたのは警
察じゃないかと。そういうところはしっかり市として示していただきたいというふうに思

いますけど、もう一回改めてお願いします。

○北川市民生活部長

この条例の制定趣旨はうちの市民活動推進課長が申したとおり、これまでは警察対暴力団という対決構図を市民を巻き込んで社会全体と暴力団という構図にしたいということで、警察のほうから市条例の制定もお願いをされていますので、当然、身内に甘いんじゃないくて、きちっと襟を正して公表すべきところは公表すべきだと考えております。機会を見つけて、その点はしっかりこちらのほうからもお願いをしたいと思っております。

○中本委員

ぜひ強くですね、これは言うべきだと思いますのでよろしくお願いします。

それと、具体的に条例の中で確認をさせていただきますけども、第6条に、いわゆるこれは公共工事等から暴力団を排除するための措置なんですけども、この1項の中で暴力団員等または暴力団と密接な関係を有する者を参加させないための措置というような表現がされておりますけども、この暴力団と密接な関係を有するというこの密接な関係、この基準はどういう形になっているのでしょうか。

○山崎市民活動推進課長

暴力団と密接な関係を有する者とは、佐賀県の暴力団排除条例施行規則第3条に、そこに規定をされております。暴力団と密接な関係をする者としてですね。それと同様なものでございまして、ちょっと具体的に申し上げますと、自分もしくは自社ですね、そういったもの、第三者の不正な利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって暴力団または暴力団員を利用している者、暴力団を利用している者というようなところが含まれるようでございます。

あと、もう二、三挙げてみますと、暴力団または暴力団員に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等直接的または積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者とか、こういったふうに積極的な関与をやっているような人たちを暴力団と密接な関係を有する者として規定をされております。

○中本委員

わからないではないんですけど、ただ、そういうような密接な者をどういう方法で特定をして、だれが特定するのかということについてはどうですか。

○市民活動推進課交通安全・防犯係長

この分につきましては、県警本部のほうに書面でうちのほうから住所、氏名、それから生年月日等を照会させていただいて、その中で暴力団員、それから今お話があった密接な関係者というような形で、その分を書面で回答をいただくようになっております。

○中本委員

警察との連携の中で、それを措置していくということだと思います。それについては理解できましたので、例えば入札後にですよ、入札後に例えばそういう事実が明らかになっ

たと、要するに密接な関係であったということがわかった場合にこれはもう入札は終わっているわけですね。その場合は入札がなかったものという形になるのか、その辺の取り消しといたしますかね、対応はどのような形になるかをお願いします。

○山崎市民活動推進課長

事前に誓約書をとっておりまして、まずは暴力団員であるかないかの確認と、もし照会を警察にしてよろしいかというような内容の誓約書をとっております。また、要綱とか、契約書の中にもそういった誓約書に違反する事項があった場合は、そういったことで契約の停止をやるぞということをやっておりますので、判明した段階で即停止になります。

○中本委員

県条例と違いまして、罰則等の規定がない市の条例につきましてはね、かといってやっぱり実行力を持たせなかったら何のための条例なんだという話になってくるかと思しますので、そういう面での運用の面での、やっぱり一番大切なことは市民にきちっと周知をしながら取り組んでいくことだと思いますので、そうした取り組みをしっかりとお願いをしたいと思います。

○松永憲明委員

私は第9条に関する、生徒に対する教育等のための措置のことなんですけども、実は県警OBで高校にずっと授業に行っていた人、私のよく知り合いの者ですから、この間もいろいろ話を聞いたわけなんですよ。

1つ気になるのは、市内にも構成組織、それからそういった暴力団等あるわけなんですけども、その子どもが学校に来ていると思うんですよね。実際中学校でそういった特別な授業等を実施する場合、子どもに対する配慮をどうしていくのかなと思ってちょっと気になっているところなんですよ。どういうふうにお考えなのか、お聞かせください。

○山崎市民活動推進課長

そういった暴力団のお子さんがある場合には、それが原因で、今いじめじゃないですけども不登校に陥るといようなことも、そういうことも懸念されますので、我々が考えておりますのは、事前に必ず警察OBと、それと教職員の方も含めて話し合いをします。その話し合いの中で例えば講話の内容とか、見せるDVDの内容とか、直接関係ある場合とかですね、そういった研修内容を事前に打ち合わせて、余り影響がないような措置をとって子どもに配慮したいと思っております。

○松永憲明委員

もうそういった特定の生徒といますのはわかっていると思うんですね。どの学校に何人いるかというのはわかっているわけですよ。だから、事前に教育委員会とも十分連携をとっていただいて、実施していただきたいなど、このように思いますが、教育委員会との連携等についてはどういうふうにお考えですか。

○山崎市民活動推進課長

教育委員会とは2回ほど会議を重ねまして、その内容、今申し上げましたとおり事前の打ち合わせを必ずやるという内容と、通常やっぱりこう学校を回る中でも、チラシとかも、リーフレットとかもきちんとつくって統一したような指導もできるように、1年に1回とかならないように生徒指導の先生たちもいろんな機会を利用してもらって。そういった暴力団排除についてお声をかけるとかですね、そういった内容で今のところは打ち合わせをしております。

○川副委員

若干先ほどの質問に関連しますけど、暴力団の子どもたちが学校に通う場合、いろんな行事、例えば運動会あるいは授業参観日、保護者として来られる場合は特段私も関係ないんじゃないかなと思いますけど、例えば構成員を引き連れて団体で来られた場合が結構あるようです。昨年も運動会あるいは授業参観の中においてそういう団体で来られた場合、当然普通の子どもたちに非常に強い影響を与えますし、中にはカッコいいなと反対にあこがれる子どもたちもいるんじゃないかなということだと思いますけど、そこら辺は当然教育委員会との連携がありますけど、そういう団体で来られた場合の対処の仕方はどうのように考えておられるのか、お聞きいたします。

○山崎市民活動推進課長

その件につきましても、やっぱり委員おっしゃったように、子どもたちが見て影響、カッコいいとか、あれを見てあこがれるという子どももいる可能性もございます。だから、その点につきましては、まずそういった集団で来れないような措置のために学校教員と十分に打ち合わせたいと思います。その際には、警察の力もおかりしなければならないこともあると思いますので、そういう事例があった学校につきましては、特に集中したそういった議論を重ねたいと思います。

○川副委員

そういう感じで来られた場合、学校側からじゃなくて保護者が直接警察に通報した場合もいろんな形で出てきますので、そこら辺は保護者、PTAを中心として警察との関係を十分に密接に考えていただきたいと思います。

もう1つですよ、生徒に対する教育等の中で、市立中学校ということで掲げておられますけど、当然私立中学校においても佐賀市内の子どもたちが通学をしております。私立中学校との連携はどうのようにとられるのか、お聞きいたします。

○山崎市民活動推進課長

佐賀県条例の中にも第15条に、この裏面のほうに青少年に対する教育担当のための措置ということで規定されておまして、この場合、佐賀県としては県立と市立にはきちんと教育を行うということで、どうしても私立のほうですね、私立の中学校に関してはやっぱり独立した自治体でありますので、影響が及ばないので佐賀市立のほうのほうはきちんとやってくださいということで打ち合わせができております。

○中本委員

済みません。先ほどこちよつと聞き忘れていたんですけど、具体的にこの条例に対しまして市民、そして事業者等への周知の方法はどういうふうなことを今考えていらっしゃるか、そこをちょっと。

○山崎市民活動推進課長

この条例が制定されました後に、すぐに事業者向けは事業者向けのチラシ、市民向けには市民向けのチラシ、それにホームページ、市報にも載せたいと思っております。それぞれ特に学校の子どもたちに関しましては、きちんとした暴力団に加入しないためのリーフレットなどもつくって別立てでつくりたいと思っております。ほかマスコミ等いろいろな方法を使いながら、この暴力団排除条例の周知徹底を図っていきたいと思っております。

○中本委員

市報、ホームページは当たり前の話であって、チラシをつくったからといって、じゃそれが配布されたときに見るかという、これなかなか難しい、皆さんも御存じのとおりだと思うんですね。そういう形だけじゃなくてもっと具体的に、例えば自治会協議会に出向いていってそういうお願いをしていくとか、事業者でもいろいろな関係団体があるかと思えますので、そういったところに出向いていくとか、そういう具体的な計画を立てないと、僕はなかなか、それは佐賀市が条例制定しましたということだけは皆さん知られるけど、中身については全くわからないというままの状態になるんじゃないかと。そういうことを懸念しますけど、それはどうですか。

○山崎市民活動推進課長

わかりました。委員おっしゃいますとおり、やっぱりつくっただけじゃなくて、中身の内容も知ってもらっていただくためのいろいろな手法をとりたいと思います。例えば、事業者に関しましては商工会議所あたりにきちんと説明に行くとか、そういったいろんな場を利用してそういう説明をできるような時間をとっていただければ、できるだけ努めてまいりたいと思っております。

○松永幹哉委員

それに関連なんですけども、その際、小さな商店であるとか、あるいは市民は、制定されても暴力団という組織に対しては弱いんですよね。チラシ、リーフレット全体の盛り上がりと同時にそういうところに掲示、暴対条例ができたという掲示ですね。それから、こういうことについては締め出すことができるようなそういう掲示物、そういうものの策定等は考えておられるのでしょうか。

○山崎市民活動推進課長

そういった個人商店とかには、やっぱり今の段階では具体的には考えておりませんでした。ただお願いはですね、商店のほうでこういったことで暴力団を排除していますよというような看板じゃないですけども、そういったお願いできるようなステッカーみたいな

ものも考えていきたいと思います。

○松永幹哉委員

それは当然お願いしたいと思います。それと、制定内容の3番目の公の施設の利用制限なんですけども、これは何か附則か運用規定か何かほかにつくられるのか、ちょっとお尋ねするのが、利用を制限すると。どこまで使っていいのか、あるいは完全に締め出すのか。どういう状況のときというようなその具体例、そういうようなものをつくられるのかどうか。

○市民活動推進課交通安全・防犯係長

この分につきましては、平成21年12月に佐賀警察署と包括合意書というのを結んでおります。その中で、公の施設等の部分についても、暴力団を排除するというふうの前段としてなっております。今回条例化をすることによって明文化をするわけなんですけれども、そうした中で暴力団が一個人として利用する部分、それから暴力団の利益につながる部分ということですみ分けをしているところです。今回、公の施設からの排除につきましては、大まかな部分でいきますと暴力団の利益につながるという部分で、個人的な利用の部分については利用していただいてよいというふうになっております。この部分について市内の中で、うちの中でですね、公の施設等を持っているところ、それから指定管理者等を含めたところで説明会等を行っていききたいということで、それぞれの運用規定等の中でうたっていただくようお願いをしているところでございます。

○松永幹哉委員

あとですね、そういう規定があるというところなんですけども、今度またやまびこの湯がリニューアルオープンするんですけども、そういうふうなところを利用するとき、団体的なのか個人的なかわからないような形で、個人的に入ってくるんですね。例えば入れ墨を入れとったりすれば、それはちゃんと書いてありますから入ってこれないんですけれども、そうでない場合、あるいは地域の福祉施設にある入浴施設であるとか、そういったところの利用についてどういうふうな対策をとっていくかというのはどうか考えてあるのか。

○山崎市民活動推進課長

利用申請書を出していただく場合には、そういった誓約書じゃないですけども、暴力団員でないというような旨の欄を設けることで、もし暴力団だった場合は判明した時点でもう遠慮いただきますよというようなことで対応したいと思いますが、そういった個人的に利用される、例えばお風呂に入るとかはなかなか難しいところがあると思います。そこにつきましても、やっぱりどの時点で徹底させるかというのは、やっぱりそれぞれの施設の中でマニュアルあたりをつくってもらって、きちんとした同じような対応をできるような方法が一番かと思っております。

○重松副委員長

中本委員のほうからも質問が出ましたけども、やはり佐賀市の条例がですよ、やっぱり

罰則がないということですね。この罰則がないというのにどうやって実効性を確保していくのか、これが非常に課題だと思うんですよね。例えば組員とか、暴力団組織を利用した企業とか、個人に対して厳罰をある程度設けたほうがですよ、例えば、非常に暴力団には弱い面もあると思います。やむを得なく利益提供をする場合もあるかも知れませんが、そういった場合にも、ちゃんと罰則をうたっておけば、警察にその情報を提供すると。こういうふうにおどされましたので提供しましたと、そしたらその罪を問わないというようなこと、そういった条件を設けておけば、いろんな情報が入ってきて実効性も伴ってくるんじゃないかなと私は思うんですよね。そこら辺の考えをちょっと。

○山崎市民活動推進課長

事業者が利益供与を行った場合につきましては、佐賀県条例の中でも利益供与の禁止――この佐賀県条例の22条を見ていただいでよろしいでしょうか。これ利益供与の禁止と申しますのは、事業者から暴力団員の利益供与の禁止をした場合の罰則規定が右のほうに書いてあります。立入検査、勧告、中止命令などを行い、従わなければ公表しますよということで、その事業者にとっては暴力団とのかかわりがあるということで非常に痛手を受けるといふか、社会的制裁を受けるといふことになります。そこで、事業者に対する県条例からの、そういった罰則規定があるということになります。市と同じようなそういった罰則規定を設けるまでもなく、県の条例が適用されるということで佐賀市としては設けていないというところでございます。

○川崎委員長

ほかに。

特に川副委員が言われた運動会とか父兄参観のときにですね、それは私も聞いております。実際言って運動会に十数人、ナンバーツーぐらいの組長クラスが来ったということで、県警も動いたということですけども、1日じゅうおつたと、十四、五人。それと同時にまた父兄参観も1人で来ればいいけど、四、五人で来たと、実際におけるわけですね。そういうふうに教育関係もあるもんですから、今後県警とも十分審議しながら、対応の仕方を検討していってもらいたいと、早急にまた回答も出してもらいたいと、こういうふうに思っております。

それでは、第21号議案の審査を終わりたいと思います。

続きまして、第32号議案を審査いたします。執行部の説明を求めます。

◎第32号議案 佐賀市手数料条例等の一部を改正する条例 説明

○川崎委員長

執行部の説明が終わりました。委員からの質疑を受けたいと思います。

○松永憲明委員

この条例に該当する外国人の方は大体どれくらいいらっしゃるんですか。

○西川市民生活部副部長兼市民生活課長

2月末の現在で外国人の方は1,404名でございます。1,404名です。2月末現在の外国人登録者数でございます。

○川崎委員長

ほかに。いいですね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、質疑もないようですので、第32号議案の審査を終わりたいと思います。

続きまして、第33号議案を審査いたします。執行部の説明をお願いします。

◎第33号議案 佐賀市市税条例の一部を改正する条例 説明

○川崎委員長

それでは、ただいまの説明について、委員の皆さん方、御質疑をお願いしたいと思います。

○福井章司委員

今の資料の2ページのほうの個人県民税の均等割の年額500円の引き上げというのは、これは、さきのやつは市民税は10年間ですけど、こっちも10年間ですか。

○棚町市民税課長

県民税のほうもあわせて10年間でございます。

○福井章司委員

これはそうすると、具体的な運用ということについてはどうなるわけ。要するにすり上がって上に行くだけ。要するに何というの、具体的な利活用の、例えば年額5億2,000万円が——あつ、10年間で5億2,000万円か、年額で5,200万円ですね。それは具体的な、例えば、防災につながっていくのか。

○棚町市民税課長

財源措置は、それぞれの10年間で財源を確保するというところでございます。ただ、防災減災対策については平成23年度から27年度間でそれぞれの地方で行うということで、それはいろいろな防災対策、以前研究会の折、消防防災課が説明いたしました、当面は2年間ほどの事業しか見えていませんでしたけども、その5年間の間で行う事業について一応実施すると。その財源確保のための措置が今、均等割の500円なり、退職したところの10%税額の廃止という部分でございます。

○川崎委員長

いいですか。ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、第33号議案の審査を終わりたいと思います。

続きまして、第1号議案を審査いたします。執行部に議案の説明をお願いいたします。

◎第1号議案 平成24年度一般会計予算中、第1条(第1表)歳出 第2款(文化振興課関係分) 説明

○北川市民生活部長

ただ今ですね、文化振興課の課長が説明しましたけれども、ここで勝手ながら、切って御審議をしてもらったら幸いなんです。

(「言うとかんば、委員長に。」と呼ぶ者あり)

○川崎委員長

いいでしょうか、委員の皆さん。そしたら、質疑を受けたいと思います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないということで、続いてどうぞ。

◎第1号議案 平成24年度一般会計予算中、中、第1条(第1表)歳入 第1款、歳出 第2款 関係分、第3条(第3表)個人住民税電算処理業務委託料 説明

○川崎委員長

それでは、執行部から説明が終わりました。委員からの質疑を受けたいと思います。

○中本委員

まず、2点お伺いいたします。

まず、歳入欄ですけどね、7ページ、入湯税が前年比較でマイナス200万円ということを出ておりましたけども、たしか今年度か、三瀬やまびこの湯は半年間閉鎖ですよ、工事等で。それが4月からまたオープンになるにもかかわらず、さらに200万円減というこの見直しについてはどういうふうに立てられたかというのが1点。

それと、同じく資料3の89ページ、防犯カメラ設置委託料136万1,000円ありますけど、これは機器の更新料という、こういう意味合いなんですか、その2点をまずお伺いします。

○棚町市民税課長

まず、入湯税についてですが、入湯税は今現在、入湯税がかかっているところというのは、古湯と熊の川温泉と、それから大和地区だけです。大和地区だけで、ほかのところは奢侈性の関係から賦課しておりません。

それと、今回の見込みは大体2年前の決算でおおむね見込みを立てています。ここはたまたま平成22年度が少し入湯客数数が少なかったということと、傾向としては入湯客数数が少しずつ落ちてきているのは現実です。そういうことで、今回の予算の見積もりというのは、平成22年度の決算を見込み立てております。

ちなみに入湯客数数は、宿泊、それから日帰りを含んで19万人で今のところ試算しております。以上です。

○山崎市民活動推進課長

防犯カメラの設置委託料についての内訳でございますが、今回7年ぶりに更新することによって、今取りつけてあるカメラが9台ございます。それをまずは外すということですね。そして、新しく今回、いろんな駅等での犯罪を未然に防いだり、犯罪があった場合の

有効な証拠になるということで、台数もふやしたいということで7台ほどふやす予定をしております。そういった取り外し、取り付けの設置費用として130万円程度上げているということです。

○中本委員

そしたら、入湯税のほうは三瀬は入っていないということでしたね。はい、わかりました。

それと、防犯カメラのほうについては、9台の撤去と新たに7台プラスしてだから16台ですか。その設置料ということですけども、いわゆる本体の部分ですね、機器はリースという形でやられるのか、買い取りでやられるのか、その辺についてまず。

○山崎市民活動推進課長

機器自体はリースになります。それで、カメラの取り付け費用とハードの設置の部分での委託料を組んでおります。

○中本委員

136万1,000円の中に、いわゆるリース料も入っているということですか。

○山崎市民活動推進課長

いや、リース料は別になります。

○中本委員

そしたら、リース料はどこに計上されているかということが1点ですね。

それと、あと実際7年間の中で、当初設置するときも一方でやっぱり街頭犯罪がすごく増加する中で、いわゆる抑止効果ということで必要だという議論と、やっぱりプライバシーに対する配慮というようなどころでいろいろな議論があったと思うんですね。7年間全般を通してながら、実際にそういう街頭犯罪の件数について果たして効果があったかどうかということであったりとか、そうした検証であったりとか、あと実際に市民の声、その変化があったかどうか、その辺はどういうふうに認識をされているか、ちょっとお示しいただけませんか。

○山崎市民活動推進課長

リース費用といたしましては、14使用料及び賃借料の機器等借上料の中に含まれておりますが、今、ちょっと幾らなのかを調べております。

それと、年間、そういった防止効果と申しますが、実際今までの統計をとっておりますと、今は持ち合わせておりませんが、自転車盗難の犯罪とか、青少年の非行犯罪はさほど変わりませんが、とにかく自転車盗難については極端に減っております。そういうこともございまして、あと通常、カメラはモニターで見えていないということで、そういったプライバシーの侵害につきましては、何か犯罪があった場合、警察との提供があった場合のみ、その部分に限り、時間に限り提供するといった部分で、通常はプライバシーの侵害にならないように、ただハードの中に10日分なら10日分ということで画像を記録しているだけで

ございます。

○市民活動推進課交通安全・防犯係長

防犯カメラの機器のリース料ですけれども、年間で80万円を予定しております。5年間のリースです。

○中本委員

そうしましたら、今回9台から7台増加して16台ということですので、できれば設置場所について資料提供を後でしていただければよろしいでしょうか。

○山崎市民活動推進課長

その件につきましては、うちのほうでも議論をしております、警察等とか青少年課も含めまして生活安全推進協議会の中で議論しております資料がございますので、それを提供したいと思います。

○松永憲明委員

先ほどの入湯税の件なんですけども、大和が1で、あと古湯、熊の川温泉ということでしたね。入湯税を取っていない施設があるのかどうか、それはわかりますか。

○棚町市民税課長

3地区の中でということですか。

(「全部取ってある」と呼ぶ者あり)

3地区の中で今23件、申告納付がございます。それ以外のところであるかという御質問だと思いますけども、今現在、申告自体がないところというのが1件だけございます。それは、もともと合併前から設置届から全然していなくて、それから、申告納付までもされていないというのが1件だけございます。

○松永憲明委員

それは特段問題はないんですか。

○棚町市民税課長

公平性の面からは問題があると思って、毎年申告書とかを各特徴の納税義務者に持っていったりとか、送付しています。そこにも当然持って行って申告依頼とかはしておりますが、いまだに設置届自体もしてもらっていない状況です。

○松永憲明委員

だから、それでいいのですかね。

○棚町市民税課長

これは合併前からの問題点で、引き続き今後も申告納付をしてもらうように依頼をし続けていって、何らかの手だてを打たないといけないとは思っております。

○松永憲明委員

実は地域でも問題になっているんですね、そのことが。だから、業者名は私申し上げませんが、周りの方々からいろいろやっぱりクレームと申しますか、そういった声も

聞きますもんですから、やっぱりそこは公平性を確保すべきだろうと思うんです。

○福井章司委員

議案の1、何と申しますかね、例の暴力団排除条例と絡んで広報の部分での経費というのは、直轄的な経費というのは、先ほどちらっと説明がありましたかね、幾らになるのか。

○山崎市民活動推進課長

今回、暴力団排除条例に伴う経費といたしまして、啓発経費、PRのための経費ですが、120万円程度を確保しております。主に印刷製本費で21万円、市報掲載等の費用が16万円、あと消耗品費で桃太郎旗をつくったり、ステッカーをつくったり、そういった経費として約80万円程度で、トータルで120万円になります。

○福井章司委員

いわゆる教育、学校関係のほうの分については、これは学校のほうの経費ということになるわけですね。教育委員会の経費ですね。

○山崎市民活動推進課長

生徒の件に対しましては、そういった生徒向けのリーフレット、チラシ等をつくることになると思いますので、そういった講師料とかはすべて県の派遣で無料となっております。

○重松副委員長

1%支援事業ですけれども、ブルーの6の51ページですかね、この平成23年度の実績を見ておりますと、市民投票が9,949件で有効投票数が8,519ということ、これは無効が1,400近くあるんですね。これの理由と、平成24年度に向けての対策、非常に多いからですね、無効が。こちら辺をちょっとお願いします。

○市民活動推進課市民活動推進係長

平成23年度の無効票の内訳でございますけれども、1,430票のうち53%、758票が本人確認書類が添付されていないものでした。そのほか、多いものとしては二重投票が180票、12.6%、必要事項の記載がないものが111票で7.8%、あと記載間違いということで130票、9.1%、主なところはこんな原因で無効になっております。

今回、平成24年度に向けての対策でありますけれども、まず、今回制度を改正して、本人確認書類を添付しなくてよくなったということがありますので、もっとも平成23年度においては本人確認書類がないということで無効になったものが多かったのもので、これをなくしたことで大幅に減るとは考えております。

そのほか、投票をされる際に郵送が一番多いんですけれども、その郵送の際に封入をする前に確認をしてくださいというのを投票用紙に書こうと思っています。昨年は全然ありませんでした。例えば、必要事項は書かれていますかとか、今回印鑑を押してもらうことになっていますので、印鑑を押されましたかということを書くようにしたいと思っています。

それと、投票用紙を前回は同居の家族の方は1枚で出せるようにということで、住所が1

カ所だけ、あと同居の家族の方はお名前と生年月日と団体番号を書くようにしていたんですが、それがちょっと、こちらはそれが都合がいろいろとあって、実は同居の家族でないお友達とかと一緒に書かれていて、住所が結局、同居じゃない家族の方はわからないということで無効になったものがたくさんありましたので、今回は投票用紙を1枚ずつに分けようと考えております。

それと最後に、団体の方が投票を依頼されるというケースが結構多いので、まず団体の方にきちんと票を集めるときには内容がきちんと書かれているか、印鑑が押してあるかを確認してくださいということを知徹底するように考えております。以上です。

○西岡委員

118ページ、副部長にお尋ねなんですけど、法律相談委託料、これは市民にとっては非常にありがたい施策だと私は考えておりますが、佐賀県弁護士協会か何かに委託する分だと思いますが、前年度比、前々年度比、予算が全く変わらんような状況かなと私はちょっと思っておるんですけど、その辺はどがんですか。

○西川市民生活部副部長兼市民生活課長

西岡委員の、昨年度もございましたけれども、平成23年の今の状況を見ておりますと、約95%の実施率になっております。今年度も、平成24年度も上げておりませんのは、この範囲内で回れるということで考えているところでございます。

(「前年度、前々年度は」と呼ぶ者あり)

済みません。平成22年度のほうとそんなに大差はございません。

○西岡委員

これは市町村合併以来、北部地区と南部地区とふやしていただいたかなと思うんですけど、また本庁でも相談業務はあるわけですが、もうちょっと詳しく何曜日とか、その辺まで含めて教えてください。

○西川市民生活部副部長兼市民生活課長

議員の御質問もございまして、平成21年度の7月から大和支所と、それから川副支所、これが毎月1回ですけれども、2カ月に一遍ずつ、川副でしたら翌月は大和ということとやっております。時間は13時30分から16時30分までの3時間でございます。1人当たり約20分ということで9名、これは本庁のほうは以前から同じ時間帯で毎週木曜日にいたしております。以上でございます。

○西岡委員

これは、非常に相談が多かときと少なかときとあるかなと思うんですけど、市民に対してもう少し、市報でもよかばってん、いろんな広報というか、そういうのを積極的にやっていただきたいと思います。どかんでしょうか。

○西川市民生活部副部長兼市民生活課長

毎月市報には載せるようにいたしておりますが、今後もおっしゃるように、できる限り

住民の方が知ることができるように広報はもっとやるように考えていきたいと思ひます。

○西岡委員

わかりました。やっぱりこれだけ景気が低迷してくると、いろいろなトラブルとかを含めて相談事が多様化していると私は考えておるんですよ。市報の位置のあり方も目立つところとか、そこんたいも含めてさ、当初予算ではしょっちゅう質問しよると思うばってん、その辺の考え方も含めてから、これは要望でよかけん、よろしくお願ひをしたいと思ひております。

○西川市民生活部副部長兼市民生活課長

今おっしゃった部分につきましては、総務部の秘書課のほうに、広報のほうにもいい場所に配置をしてもらおうようにも話をしていきたいですし、それから、先ほどおっしゃった弁護士会ではなくても、行政書士、司法書士、そういったところのそういう相談も入れております。

それから、消費生活に関係しますのは、市民活動推進課のほうの消費生活のほうも御案内をいたしておりますので、充実はやっていききたいと思ひますし、おっしゃるように広報の分はもっとやっていききたいと思ひます。

○西岡委員

前年度対比予算が余ったとかなんとかじゃなくて、足らんようにひとつ、先ほど行政書士会まで含めておっしゃられましたので、司法書士会も含めてね、そういう形でもっともっと足らんように、予算を補正せんばいかんばいというような形になるような形で頑張っただきたいと思ひております。以上です。

○西川市民生活部副部長兼市民生活課長

使い勝手のいいようにもっとPRしていきたいと思ひます。

○川副委員

市民活動保険経費についてですけど、これは傷害保険の掛金だと思ひますけど、この市民活動保険料は説明の中では自治会等の活動ということでは言われましたけど、市民全体の、ここに加入してあるのがどのくらいの加入者なのか、また時期は、例えば、活動を起こす時期時期でこの保険料が契約されるのか、1年を通して契約されてあるのか、ちょっとそこら辺を説明願ひます。

○山崎市民活動推進課長

この保険、市が保険料を支払って、団体とか自治会に保険料は求めていないという非常に手軽な保険でございまして、時期といたしましては、ちょうど5月が更新時期になっておりますので、それは年間を通じての、団体もしくは自治会のそういった事故の場合には年間を通じて支払われることとなります。

通常、市民活動団体であればよろしいですし、5名以上の市民活動団体であれば該当しますということで、個人ではだめですよということですね。それと、自治会だったらどの

ような単位自治会の地域の行事でも、例えば、草刈りをやったとか、河川清掃をやったときのけがの場合でも適用するということになります。以上です。

○川副委員

去年の実績でもいいかと思えますけど、去年、例えば、けがをされて受給があったのかをちょっとお願いします。

○市民活動推進課市民活動推進係長

平成22年度の実績でよろしいでしょうか。平成22年度の実績といたしましては、傷害事故の発生件数が11件でございます。支払い金額が57万円、賠償が1件で2万8,000円ということで、合計59万8,000円です。主なものは、自治会で河川清掃をされるときにけがをされたというケースが一番多かったようでございます。以上です。

○川副委員

やはり河川清掃は今、高齢化という形で、一回けがしたらなかなか次の年に出ない場合も出てきますので、こういう保険制度はきちんとされているということで、ただ、今後は市民活動の中においても、そういう高齢者社会に向けた対応策をまたとっていただきたいということで思います。

もう1つ、いいですか。

○川崎委員長

はい、どうぞ。

○川副委員

国際交流で留学生の奨学金ですね、1人当たり2万円ということで、20名掛け2万円ということでしたけど、この留学生については人数的には限度がないのか、あるいは1人当たり何年まで月2万円が対象となるのか、ちょっと教えてください。

○山崎市民活動推進課長

留学生の奨学金につきましては、市内20名に限定しております。1年1回限りでございまして、継続してもらうことはできないということで、選考に当たりますと、佐賀大学を初め、大学のほうで優秀な生徒というか、一生懸命頑張っている生徒を選考していただくということにしております。以上です。

(「積算」と呼ぶ者あり)

月2万円の12カ月ということで、24万円の20人で480万円。

○松永幹哉委員

その奨学金は返還なしの奨学金でしょうか。

○山崎市民活動推進課長

この奨学金は返還はございません。

○松永幹哉委員

2万円の根拠というのは、県の何かの奨学金制度にあわせてなんでしょうか、金額とい

うのは。

○市民活動推進課国際交流室長

2万円の根拠は、佐賀大学が主に中心に今のところなっておりますけれども、その中で補助金を当初いろいろ見比べられまして、月額2万円に決まったというふうに聞いております。

○松永幹哉委員

あと141ページの自動交付機の5台の900万円の機器借上料の件なんですけれども、これの設置箇所別の利用者数、これをわかりますか。それと、近年の利用推移、利用者数の推移。

○西川市民生活部副部長兼市民生活課長

今、手元のほうに設置場所ごとの数字が出ませんけれども、まず設置箇所でございますけれども、本庁のほうに3台ございます。西玄関に1台と1階のフロアに2台、それから、エスプラッツの2階、市民サービスセンターの前のほうに1台、それから、去年の3月から大和支所のほうに1台、計5台でございます。

全体では、そこで扱える自動交付機でとれる証明書といいますのが住民票、それから印鑑登録証、それから課税・納税証明、この部分だけなんですけれども、それを比較しますと、全体の約20%が自動交付機で取得をされております。

あと台数ごとのほうがちょっと出ませんが、資料……

(「資料提出はない……」と呼ぶ者あり)

○市民生活課窓口一係長

済みません。平成22年度の発行件数なんですけれども、今、5カ所に設置しておりますと説明を課長のほうから申し上げましたけれども、本庁の西玄関が平成22年度で1万8,469件、本庁の1階フロアに2台設置しておりますけれども、その1台が1万2,386件、もう1台が1万1,497件、エスプラッツが3,800件、大和支所については去年の3月から稼働になっておりますので、これが238件、以上でございます。

○川崎委員長

これは、資料提出をお願いしたらどがんですかね。——よかね。

○松永幹哉委員

推移としては伸びてきているんでしょうか。

○西川市民生活部副部長兼市民生活課長

微増ではございますが、伸びてきております。

○中本委員

資料3の113ページ、交通安全指導員活動経費ということで1,522万5,000円、このうち、交通指導員に対する報酬、119名分で約1,320万円ですかね。それと、あと制服代等で150万円ということでありましたけれども、交通安全協会そのものに対する、いわゆる活動経費

といいますかね、そういったものは、この差額の分というふうに考えればよろしいのでしょうか。

○市民活動推進課交通安全・防犯係長

こちらの交通安全指導員の分につきましては、月額9,310円の119名分ということで、報酬で1,970万円——失礼いたしました。1,329万円を計上しております。そのほかに交通安全の教育指導員という形で小学校、中学校等の嘱託員を計上しております、その分が339万円となっております。それ以外には、暴走族の報酬の分で6万円というふうに、主な部分はそういうふうな形になっておるかと思えます。

○中本委員

端的にお伺いいたしますけれども、例えば、交通指導員を長年やられまして、いわゆる東京で表彰を受けられるといった場合に、そういった経費はどちらから出るんですか。市の経費から出ているのか、交通安全協会から出ているのか。

○市民活動推進課交通安全・防犯係長

県の表彰等を受けられる部分につきましては、この交通安全指導員の経費、そういう表彰を受けられる分については自己負担で行っていただくようにはなっております。

(「県でしょう」と呼ぶ者あり)

県の分につきましては。

(「全国は」と呼ぶ者あり)

全国の分につきましても、その分は自己負担でお願いをしているところでございます。

○中本委員

たまたま今年度かな、受賞されるということで東京に行かれた方が、東京往復のパック料金——東京の旅費か、旅費と宿泊のパックのものは提供いただいたというようなお話を聞いているんですけども、それはじゃあ、市が出している活動経費以外のところから出ているということなんですかね。

○市民活動推進課交通安全・防犯係長

この分につきましては、内閣府のほうから直接経費として支出をされておるかと思えます。以上です。

○中本委員

交通安全協会の指導員を長年務められて、そこで表彰を受けるのに東京に行かれたと。そのときは、先ほどおっしゃったように内閣府のほうからパック料金、いわゆる旅費と宿泊の部分のものがパックかな——ものがたしか出たということですけども、そのとき、随行で市の職員が来られているというお話を聞きましてね、その説明……違うのかな。その事実はありますか、ないですか。

○山崎市民活動推進課長

随行で行ったことはありません。

○中本委員

そうしましたら、結局、交通安全協会で長く務められて、そのことによって表彰を受けられるのに、結局何も市のほうから対応はないということですよ、今現在のところは、そういう場合は。

○山崎市民活動推進課長

議員がおっしゃいますとおり、個人的な支出として見ておりまして、うちのほうの予算立てはしておりません。

○中本委員

どういうふうにとらえるかということだと思うんですけども、この先は一般質問になると思いますから、またちょっと別の機会にしますけども、そういうことも少し考えたほうが僕はよろしいんじゃないかなと。実際の活動経費の中である程度はしてあげないと、要するに市の交通安全協会もほとんど謝金程度のものでしょう、月9,300円であれば。そういうもので長年頑張られて、20年、30年やられた方で、そういう方で表彰に行かれるのに対して市として何もないというのは、僕は少なくとも現地に行つての交通費も何も出なかったし、もちろん食事代も全部自腹でしよつたというような話も聞いているもんですから、そこら辺のことは今後検討課題にもなるんじゃないかなということで指摘だけしておきます。済みません。

(「委員長、関連でよかですか」と呼ぶ者あり)

○西岡委員

交通安全指導員、この119名のことについてちょっとお尋ねなんです、総務委員会でも過去、市町村合併以来、各校区における交通安全指導員さん、数とかなんとかも出していただいたと思うんです。そして、多か少なかがあつたかと思うんですが、その辺の整合性というか、ふやすところはふやす、そこんたいの見直し策については、この分、119名の中ではどういう形になっているのか、お知らせをいただきたいと思います。

○山崎市民活動推進課長

合併前は211人おられました交通指導員が平成21年度に1回見直しをいたしまして、現在119名になっております。それは、佐賀市の例をとということで大体校区に3人ずつぐらいということになっておりますが、なかなか合併前に町村のほうではかなりの数の交通指導員がおられたということで、今、調整段階で平成21年である程度は落としていますが、119人となっています。

今現在、交通指導委員会の皆様とお話をしながら、できるだけ早急にとということになりますけれども、合併後の第2回目の定数の見直しというものを御相談しております。まだまだ今話し合いの段階なので、エリアにするのか、人口規模にするのか、そういったところまで含めて話し合つておりますので、現段階ではきちんとした明確な基準というものを申すことができませんが、よろしいでしょうか。

○川崎委員長

委員の皆さんに諮りますけれども、質疑があったらまた午後からしたいと思うんですけど、どうでしょうか。——いや、ここでまだずっとあったら切ろうかなと思って……

(「1点だけ質問」と呼ぶ者あり)

1点だけです。

○川副委員

市税収入の個人のほうで、この中では給与所得が一番多いかなということだと思います。自営業関係の事業所得だとか、農業だとか、あるいは雑収入だとか、譲渡所得ですね。やはり割合的に今後は給与所得の収入がふえる方向性なのか、あるいはほかの事業関係での収入もふえる要素があるのか、ちょっとお願いいたします。

○棚町市民税課長

個人所得の中でやはり一番大きなウエートを持っているのが給与のほうです。給与は大体8割前後ぐらいは占めています。結局、ほかの事業所得もありますけども、給与所得の変動が市税全体に及ぼす影響があります。今まで個人市民税が落ちてきているのもやっぱり給与のほうで少しづつ落ちてきているというのがあって、その分が減っているかと思っています。

ただ、今後どうなるかというのはありますけども、やはり給与所得が今後ふえていくことが個人所得、個人市民税ですか——がふえる要素であると思いますけども、まだすぐにどうなるかというのは、ちょっとまだ見込みは立てられておりません。以上です。

○川崎委員長

いいですか。ほかには。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、質疑もないようですので、第1号議案の審査を終わりたいと思います。本当に執行部の皆さん、お疲れさまでございました。

まず、研究会の時間を1時15分からということで、ちょっと執行部の方はどうぞ、席を立てていいですよ。ちょっと委員の皆さんはそのままの状況で。

◎執行部退室

○川崎委員長

それでは、すべての付託議案の審査がきょう終了いたしました。

現地視察の御希望はございますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいですね。以上で本日の総務委員会は終了いたします。——終了する前にですね、総務部から部長がごあいさつに来ているもんですから、どうぞ。

○伊東総務部長

今回提出しておりました契約議案におきまして、このような入札時におけるときには、

業者とのやりとりについては前回申しましたとおり、電話、メール等については、やりとりについては慎重な取り扱いを当然すべきであったということに対して、疑義を持たれたということに対しては指摘を受けております。まことに我々業務の執行上においては非常に反省しているところでございます。今後の業務執行においては、さらに慎重な姿勢で臨みたいと考えておりますので、本総務委員会の委員の皆様には疑義を持たれるような案件になったということに対しては非常に申しわけなく思っておりますのでございます。

○川崎委員長

いいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

そしたら、どうも。

(「どうもありがとうございました」と呼ぶ者あり)

そしたら、1時15分から研究会を開催します。よろしく申し上げます。